

日常生活圏域の見直しについて

第3期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成18年度～平成20年度）において設定した「日常生活圏域」について、本市の高齢者施策等の状況等を踏まえ、圏域数の見直しを提案するものである。

1 日常生活圏域とは

「日常生活圏域（以下「圏域」という。）とは、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等のサービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したものである。

「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成18年）」において、地域の実情を踏まえた介護サービス基盤の整備（主に「地域密着型サービス」）を計画的に推進していくことを目的に圏域の設定が規定された。

圏域を設定することで圏域ごとの介護サービスの必要量を見込み、サービスが不足している圏域には必要なサービスを誘導するとともに、必要量を満たしている圏域には新たな施設の指定を行わないことができる。

2 本市の圏域設定の経緯

国が示す圏域の設定例として、「①学校区」、「②地域づくり活動の単位」、「③生活形態（コミュニティ地域）」、「④市がまちづくりで定めた圏域」、「⑤（旧）行政区」がある。

本市においては、第3期計画を策定する際に、当初は自治会の地区連合会単位（以下「地区」という。当時は12地区。）を議論のベースにしていたが、当時は12圏域では1圏域あたりの高齢者数が少なかった点や地域密着型サービスの整備には面積が細か過ぎた点等から、圏域ごとの高齢者人口等のバランスがとれ、地域密着型サービスの整備計画を立てやすい規模である「3」圏域に設定した経緯がある。

3 圏域を見直す理由

- 高齢化が進む中、本市の13地区における高齢者数及び認定者数が増加し、それに伴い1圏域あたりの高齢者人口も多くなってきている。
- 地域密着型サービスについては、第3期計画（平成18年度～）から第7期計画にかけて3圏域のバランスを考慮して計画的に整備を進め、施設数も順調に推移してきた。
- 地域包括支援センターについては、昨年10月に茅ヶ崎南地区地域包括支援センターを開設したことにより、市内13地区全てに高齢者等の相談窓口が整備された。現状、地域包括支援センターの担当地区（13地区）は圏域の単位と異なっている。
- 今後実施予定である「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」では、各地域（国はこれを圏域と捉えている）で展開されている「通いの場」等への支援が求められている。
- 利用者側の立場でみると、サービス利用は圏域内の事業所に限定されないため利用者への不都合はなく、むしろ日常生活の活動単位は地区単位でのつながりの方が強い。
- 県内他市（人口20万人台の同規模の市）の状況は、厚木市（10圏域）、大和市（11圏域）、平塚市（13圏域）、小田原市（12圏域）であり、隣接する藤沢市は13圏域である。

4 圏域が関係する主な事業（現在の活動地区）

圏域設定の影響を受ける事業は次のとおりである。地域密着型サービス以外は13地区を1単位として事業を展開している。

- ・地域密着型サービス（グループホーム、地域密着型特養・特定施設）の見込量や必要利用定員総数（総量規制）（3圏域）
- ・地域包括支援センターの担当区域（13地区）
- ・地域ケア会議の区域（13地区）
- ・生活支援体制整備事業 第2層協議体の区域（13地区）

5 今後のスケジュール

- 令和2年 1月 計画推進委員会（第4回）
→圏域見直しの経緯及び今後のスケジュールを提示
- 3月 計画推進委員会（第5回）
→圏域ごとの詳細資料に基づき検討
→メリット・デメリットの比較検討 等
※以降、計画推進委員会にて随時報告
- 4月 第8期介護保険事業計画（素案）への反映
→圏域を考慮した地域密着型サービス整備計画（素案）の作成
- 11月 パブリックコメント（～12月）
→圏域見直しについて意見聴取
- 令和3年 3月 計画策定（圏域の見直し反映）
※計画策定に合わせた圏域の見直しであれば県の手続き等は不要

6 参考データ

参考データ1 「高齢者数・認定者数の推移」

高齢者数				認定者数				
平成17年1月1日現在		令和元年6月1日現在		平成17年1月1日現在		令和元年12月31日現在		
圏域・地区名	高齢者数	圏域・地区名	高齢者数	圏域・地区名	認定者数	圏域・地区名	認定者数	
1	茅ヶ崎地区	4,174	茅ヶ崎地区	4,992	茅ヶ崎地区	552	茅ヶ崎地区	695
	鶴嶺東地区	3,965	鶴嶺東地区	6,954	鶴嶺東地区	487	鶴嶺東地区	1,078
	鶴嶺西地区	1,918	鶴嶺西地区	4,266	鶴嶺西地区	236	鶴嶺西地区	572
	第1圏域計	10,057	第1圏域計	16,212	第1圏域計	1,275	第1圏域計	2,345
2	-	-	茅ヶ崎南地区	3,542	-	-	茅ヶ崎南地区	608
	海岸地区	4,902	海岸地区	5,037	海岸地区	686	海岸地区	967
	西浜地区	2,015	南湖地区	2,611	西浜地区	347	南湖地区	450
	湘南地区	3,090	湘南地区	4,544	湘南地区	302	湘南地区	714
	松浪地区	4,560	松浪地区	5,747	松浪地区	632	松浪地区	1,139
	浜須賀地区	2,458	浜須賀地区	3,843	浜須賀地区	335	浜須賀地区	649
第2圏域計	17,025	第2圏域計	25,324	第2圏域計	2,302	第2圏域計	4,527	
3	松林地区	3,706	松林地区	6,860	松林地区	398	松林地区	937
	湘北地区	4,697	湘北地区	7,867	湘北地区	468	湘北地区	1,192
	小和田地区	1,642	小和田地区	3,433	小和田地区	217	小和田地区	557
	小出地区	2,141	小出地区	3,735	小出地区	370	小出地区	550
第3圏域計	12,186	第3圏域計	21,895	第3圏域計	1,453	第3圏域計	3,236	
合計	39,268	合計	63,431	合計	5,030	合計	10,108	

参考データ2 「日常生活圏域に係る他市の状況」

市名	圏域数	人口
茅ヶ崎市	3	243,577
藤沢市	13	434,404
厚木市	10	224,497
大和市	11	237,375
平塚市	13	257,196
小田原市	12	191,012

参考データ3 「地域密着型サービスの整備状況」

()は定員数

No.	地域密着型サービス	サービスの概要	日常生活圏域	平成18年度	平成20年度	平成23年度	平成26年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中、夜間を通じて、ホームヘルパーによる定期巡回と随時通報により訪問介護と訪問看護が受けられる。	第1							1	1
			第2								
			第3								
2	夜間対応型訪問介護※1	夜間にホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴、排せつ等の身体介護や生活援助を受ける。	第1								
			第2		1						
			第3								
3	地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の介護や機能訓練等を受ける。	第1					6(59)			9(103)
			第2					18(184)			20(216)
			第3					16(197)			12(170)
4	認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に、食事や入浴、機能訓練等専門的なケアを受ける。	第1	2(22)							1(10)
			第2	0							0
			第3	1(12)							0
5	小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、必要に応じてホームヘルパーの訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを受ける。	第1	1(29)							1(29)
			第2	0							4(108)
			第3	0							3(83)
6	認知症対応型共同生活介護	認知症の方が少人数の家庭的な環境で共同生活をしながら、日常生活上の介護や支援等を受ける。(グループホーム)	第1	1(18)							3(54)
			第2	3(45)							4(72)
			第3	1(18)							4(63)
7	地域密着型特定施設入居者生活介護(小規模(定員30人未満))	定員29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホーム等で、食事・入浴等の介護や機能訓練等のサービスを受ける。	第1		1(29)	1(29)					1(29)
			第2		0	0					0
			第3		0	0					0
8	地域密着型介護老人福祉施設(小規模(定員30人未満))	日常生活において常時介護が必要で、自宅での生活が困難な要介護者が入所する定員29人以下の施設。日常生活上の介護や機能訓練等を行う。	第1				0				0
			第2				0				0
			第3				1(29)				1(29)
9	看護小規模多機能型居宅介護※2	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通い・訪問・短期間の宿泊で介護や看護のケアが受けられる。	第1						1(29)		1(29)
			第2								1(29)
			第3								1(29)

※1 夜間対応型訪問介護は、茅ヶ崎市内に事業所を整備していない。藤沢市に所在している事業所を指定した。

※2 第2日常生活圏域の看護小規模多機能型居宅介護事業所は令和2年2月1日付けで指定予定。